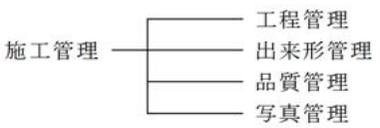
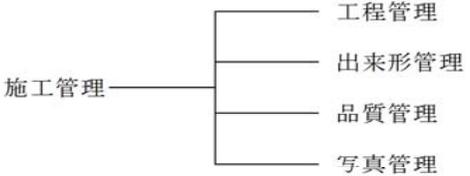


山口県土木工事施工管理基準 新旧対照表

1. 施工管理基準 P1～
2. 出来形管理基準 P7～
3. 品質管理基準 P29～
4. 写真管理基準 P62～

土木工事施工管理基準 新旧対照表

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行	新
<p>山口県土木工事施工管理基準</p> <p>この基準は、山口県土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-23条（施工管理）に規程する土木工事の施工管理の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的 この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格値の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用 この基準は、山口県が発注する土木工事について適用する。 ただし、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員の承諾を得て、他の方法によることができる。 なお、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。</p> <p>3. 構成 施工管理の構成は下記によるものとする。</p> <div style="margin-left: 40px;">  <pre> graph LR SM[施工管理] --- EM[工程管理] SM --- AM[出来形管理] SM --- QM[品質管理] SM --- PM[写真管理] </pre> </div> <p>4. 管理の実施 (1) 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。 (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。 (3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。 (4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の要請に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>5. 管理項目及び方法 (1) 工程管理 請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又は</p>	<p>山口県土木工事施工管理基準</p> <p>この基準は、山口県土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-23条（施工管理）に規程する土木工事の施工管理の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的 この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格値の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用 この基準は、山口県が発注する土木工事について適用する。 ただし、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員の承諾を得て、他の方法によることができる。 なお、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。</p> <p>3. 構成 施工管理の構成は下記によるものとする。</p> <div style="margin-left: 40px;">  <pre> graph LR SM[施工管理] --- EM[工程管理] SM --- AM[出来形管理] SM --- QM[品質管理] SM --- PM[写真管理] </pre> </div> <p>4. 管理の実施 (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。 (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。 (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。 (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の要請に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>5. 管理項目及び方法 (1) 工程管理 受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又は</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行	新
<p>バーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。</p> <p>ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p> <p>(2) 出来形管理 請負者は、出来形を出来形管理基準(別表第1)に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形表又は出来形図を作成し、管理するものとする。</p> <p>(3) 品質管理 ア. 請負者は、品質を品質管理基準(別表第2)に定める試験項目、試験方法及び試験基準により、その管理内容に応じて、工程能力図、又は品質管理図表(ヒストグラム、$\bar{x}-R$、$\bar{x}-R_s-R_m$など)を作成し管理するものとする。 ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。</p> <p>イ. 下記に掲げる工種(イ)、(ロ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で[必須]となっている試験項目は、すべて実施するものとする。 また、試験区分で[その他]となっている試験項目は特記仕様書で指定したものの、又は監督職員が指示したものを実施するものとする。</p> <p>(イ) 路盤 維持工事等の小規模なもの(施工面積が500㎡未満のもの)</p> <p>(ロ) アスファルト舗装 維持工事等の小規模なもの(施工面積が300㎡未満のもの)</p> <p>ウ. 請負者は、セメントコンクリートの適用にあたり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。</p> <p>(4) 写真管理 請負者は、写真管理を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(別表第3)により撮影し、提出しなければならない。</p> <p>6. 規格値 請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. 運用 (1) 出来形管理基準について 延長の規格値は、各工種とも各ブロックごとに満足するとともに総延長も満足するものとする。</p>	<p>バーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。</p> <p>ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p> <p>(2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準(別表第1)に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し、管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。</p> <p>(3) 品質管理 ア. 受注者は、品質を品質管理基準(別表第2)に定める試験項目、試験方法及び試験基準により、その管理内容に応じて、工程能力図、又は品質管理図表(ヒストグラム、$\bar{x}-R$、$\bar{x}-R_s-R_m$など)を作成し管理するものとする。 ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。</p> <p>イ. 下記に掲げる工種(イ)、(ロ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で[必須]となっている試験項目は、すべて実施するものとする。 また、試験区分で[その他]となっている試験項目は特記仕様書で指定したものの、又は監督職員が指示したものを実施するものとする。</p> <p>(イ) 路盤 維持工事等の小規模なもの(施工面積が500㎡未満のもの)</p> <p>(ロ) アスファルト舗装 維持工事等の小規模なもの(施工面積が300㎡未満のもの)</p> <p>ウ. 受注者は、セメントコンクリートの適用にあたり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。</p> <p>(4) 写真管理 受注者は、写真管理を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(別表第3)により撮影し、提出しなければならない。</p> <p>6. 規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. 運用 (1) 出来形管理基準について 延長の規格値は、各工種とも各ブロックごとに満足するとともに総延長も満足するものとする。</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行	新																																																																										
<p>(2) 品質管理基準について</p> <p>ア. コンクリート及びコンクリート舗装工</p> <p>コンクリート圧縮（曲げ）強度試験結果は、「同一プラント、同一材料、同一配合、同一強度」の、鉄筋コンクリート500㎡以上その他のコンクリート1,000㎡以上で、かつ、コンクリート打設日数が長期間の場合は、$\chi-R_s-R_m$の管理図を作成するものとする。なお、JIS生コン工場製品を使用する場合は、$\chi-R_s-R_m$の管理図は省略することができる。</p> <p>イ. アスファルト舗装工</p> <p>① 品質管理試験の省略 維持工事等の小規模なもの（施工面積が300㎡未満のもの）については省略することができる。 ただし、厚さの管理のためコア採取した場合の「締固め度」に係る管理は実施する。</p> <p>② 配合試験 マーシャル安定度試験による残留安定度の計算書は特記仕様書等により監督職員がその必要を認め指示した場合に提出するものとする。</p> <p>③ 再生材 再生材を使用する場合も、品質管理基準は新材と同様とする。</p> <p>(3) アスファルト混合物事前審査における品質管理基準の取扱いについて アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合、「品質管理基準」は以下のとおりとする。</p>	<p>(2) 品質管理基準について</p> <p>ア. コンクリート及びコンクリート舗装工</p> <p>コンクリート圧縮（曲げ）強度試験結果は、「同一プラント、同一材料、同一配合、同一強度」の、鉄筋コンクリート 500 ㎡以上その他のコンクリート 1,000 ㎡以上で、かつコンクリート打設日数が長期間の場合は、$\chi-R_s-R_m$の管理図を作成するものとする。なお、JIS生コン工場製品を使用する場合は、$\chi-R_s-R_m$の管理図は省略することができる。</p> <p>イ. アスファルト舗装工</p> <p>① 品質管理試験の省略 維持工事等の小規模なもの（施工面積が 300 ㎡未満のもの）については省略することができる。 ただし、厚さの管理のためコア採取した場合の「締固め度」に係る管理は実施する。</p> <p>② 配合試験 マーシャル安定度試験による残留安定度の計算書は特記仕様書等により監督職員がその必要を認め指示した場合に提出するものとする。</p> <p>③ 再生材 再生材を使用する場合も、品質管理基準は新材と同様とする。</p> <p>(3) アスファルト混合物事前審査における品質管理基準の取扱いについて アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合、「品質管理基準」は以下のとおりとする。</p>																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">アスファルト舗装</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">材</td> <td>必須</td> <td>「土木工事施工管理基準」の全項目</td> <td>「土木工事施工管理基準による」</td> <td>事前審査</td> <td>認定証の写しの提出</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>「土木工事施工管理基準」の全項目</td> <td>「土木工事施工管理基準による」</td> <td>事前審査</td> <td>認定証の写しの提出</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">プラント</td> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">必須</td> <td>配合試験</td> <td>舗装試験法便覧</td> <td>事前審査</td> <td>認定証の写しの提出</td> </tr> <tr> <td>混合物のアスファルト量抽出、粒度分析試験</td> <td>舗装試験法便覧</td> <td>事前審査</td> <td>プラントの自主管理注)</td> </tr> <tr> <td>温度測定</td> <td>アスファルト混合物</td> <td>事前審査</td> <td>プラントの自主管理注)</td> </tr> <tr> <td>基準密度の決定</td> <td>舗装試験法便覧</td> <td>事前審査</td> <td>認定証の写しの提出</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	備考	アスファルト舗装	材	必須	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準による」	事前審査	認定証の写しの提出	その他	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準による」	事前審査	認定証の写しの提出	プラント	必須	配合試験	舗装試験法便覧	事前審査	認定証の写しの提出	混合物のアスファルト量抽出、粒度分析試験	舗装試験法便覧	事前審査	プラントの自主管理注)	温度測定	アスファルト混合物	事前審査	プラントの自主管理注)	基準密度の決定	舗装試験法便覧	事前審査	認定証の写しの提出	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">アスファルト舗装</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">材</td> <td>必須</td> <td>「土木工事施工管理基準」の全項目</td> <td>「土木工事施工管理基準による」</td> <td>事前審査</td> <td>認定証の写しの提出</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>「土木工事施工管理基準」の全項目</td> <td>「土木工事施工管理基準による」</td> <td>事前審査</td> <td>認定証の写しの提出</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">プラント</td> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">必須</td> <td>配合試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td>事前審査</td> <td>認定証の写しの提出</td> </tr> <tr> <td>混合物のアスファルト量抽出、粒度分析試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td>事前審査</td> <td>プラントの自主管理注)</td> </tr> <tr> <td>温度測定</td> <td>アスファルト混合物</td> <td>事前審査</td> <td>プラントの自主管理注)</td> </tr> <tr> <td>基準密度の決定</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td>事前審査</td> <td>認定証の写しの提出</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	備考	アスファルト舗装	材	必須	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準による」	事前審査	認定証の写しの提出	その他	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準による」	事前審査	認定証の写しの提出	プラント	必須	配合試験	舗装調査・試験法便覧	事前審査	認定証の写しの提出	混合物のアスファルト量抽出、粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧	事前審査	プラントの自主管理注)	温度測定	アスファルト混合物	事前審査	プラントの自主管理注)	基準密度の決定	舗装調査・試験法便覧	事前審査	認定証の写しの提出
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	備考																																																																					
アスファルト舗装	材	必須	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準による」	事前審査	認定証の写しの提出																																																																					
		その他	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準による」	事前審査	認定証の写しの提出																																																																					
	プラント	必須	配合試験	舗装試験法便覧	事前審査	認定証の写しの提出																																																																					
			混合物のアスファルト量抽出、粒度分析試験	舗装試験法便覧	事前審査	プラントの自主管理注)																																																																					
			温度測定	アスファルト混合物	事前審査	プラントの自主管理注)																																																																					
			基準密度の決定	舗装試験法便覧	事前審査	認定証の写しの提出																																																																					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	備考																																																																					
アスファルト舗装	材	必須	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準による」	事前審査	認定証の写しの提出																																																																					
		その他	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準による」	事前審査	認定証の写しの提出																																																																					
	プラント	必須	配合試験	舗装調査・試験法便覧	事前審査	認定証の写しの提出																																																																					
			混合物のアスファルト量抽出、粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧	事前審査	プラントの自主管理注)																																																																					
			温度測定	アスファルト混合物	事前審査	プラントの自主管理注)																																																																					
			基準密度の決定	舗装調査・試験法便覧	事前審査	認定証の写しの提出																																																																					
<p>注) 関係資料の提出の必要はない。ただし、監督職員が必要（品質に疑問が生じた場合等）と判断した場合は、指示により「プラントの自主管理データ」の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(4) アスファルト舗装工事のコアによる出来形及び品質管理の取扱いについて</p> <p>ア. サンプリング</p> <p>① コア採取のための1ロットの大きさは 10,000㎡以下とし、無作為に抽出する。 なお、採取に当たっては監督職員に協議し、指示を受けるものとする。</p>	<p>注) 関係資料の提出の必要はない。ただし、監督職員が必要（品質に疑問が生じた場合等）と判断した場合は、指示により「プラントの自主管理データ」の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(4) アスファルト舗装工事のコアによる出来形及び品質管理の取扱いについて</p> <p>ア. サンプリング</p> <p>① コア採取のための1ロットの大きさは 10,000 ㎡以下とし、無作為に抽出する。 なお、採取に当たっては監督職員に協議し、指示を受けるものとする。</p>																																																																										

土木工事施工管理基準 新旧対照表

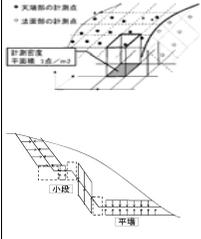
現行	新																																																																																																								
<p>② 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることかできる。</p> <p>イ. 出来形管理（厚さ）</p> <p>① コアーの厚さは、コアーの周囲における測定値の平均とする。 なお、同一工種で2層以上に施工した場合は、それらの層の全層で測定する。</p> <p>② 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。データ数が10個未満の場合、<u>平均値の規格値は適用しない。</u></p> <p>ウ. 品質管理（密度）</p> <p>① 厚さの管理コアーの使用 厚さの管理コアーを品質管理用として使用することができる。 ただし、事前に監督職員の確認を受け、その測定値を品質試験表に明記するものとする。</p> <p>② コアー採取個数及び品質管理試験の実施区分（舗装種別ごと）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">舗装面積</th> <th colspan="2">1,000㎡未満</th> <th colspan="2">1,000㎡ ～ 3,000㎡未満</th> <th colspan="2">3,000㎡ ～ 6,000㎡未満</th> <th colspan="2">6,000㎡ ～ 10,000㎡未満</th> </tr> <tr> <th>コア採取個数</th> <th>外観検査用</th> <th>コア採取個数</th> <th>外観検査用</th> <th>コア採取個数</th> <th>外観検査用</th> <th>コア採取個数</th> <th>外観検査用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コア採取個数</td> <td>2</td> <td></td> <td>4～5</td> <td></td> <td>6～8</td> <td></td> <td>9～12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外観検査用</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">密度試験用</td> <td>プラント</td> <td>試験事業者</td> <td>プラント</td> <td>試験事業者</td> <td>プラント</td> <td>試験事業者</td> <td>プラント</td> <td>試験事業者</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1～2</td> <td>2～3</td> <td>2～3</td> <td>3～5</td> <td>4～5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 密度試験は1,000㎡に1個を標準とする。 2. 密度試験用のコアーは、採取直後に厚さの測定及び監督職員の外観確認後に試験を行う。 3. 橋面舗装において、コアー採取が可能な場合の採取個数等については、監督職員と協議する。 4. プラント：承認されたプラント試験室。 5. 試験事業者：改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づく試験事業者登録制度により登録された試験事業者。</p> <p>(5) 破壊検査について</p> <p>ア. 技術検査（段階確認を含む）において、必要があると認められるときは、工事の目的物を最少限度破壊し、分解し、若しくは試験し、検査することができる。</p> <p>イ. コンクリートのコアー採取による強度試験は、品質に異常が認められた場合に行う。</p> <p>ウ. コンクリート構造物及びコンクリートブロック積（張）工等の抜石、注水検査は、必要があると認められる場合に行う。</p>	舗装面積	1,000㎡未満		1,000㎡ ～ 3,000㎡未満		3,000㎡ ～ 6,000㎡未満		6,000㎡ ～ 10,000㎡未満		コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	2		4～5		6～8		9～12		外観検査用	1		2		2		2		密度試験用	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	1	—	1	1～2	2～3	2～3	3～5	4～5	<p>② 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることかできる。</p> <p>イ. 出来形管理（厚さ）</p> <p>① コアーの厚さは、コアーの周囲における測定値の平均とする。 なお、同一工種で2層以上に施工した場合は、それらの層の全層で測定する。</p> <p>② 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。データ数が10個未満の場合、平均値の規格値は適用しない。</p> <p>ウ. 品質管理（密度）</p> <p>① 厚さの管理コアーの使用 厚さの管理コアーを品質管理用として使用することができる。 ただし、事前に監督職員の確認を受け、その測定値を品質試験表に明記するものとする。</p> <p>② コアー採取個数及び品質管理試験の実施区分（舗装種別ごと）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">舗装面積</th> <th colspan="2">1,000㎡未満</th> <th colspan="2">1,000㎡ ～ 3,000㎡未満</th> <th colspan="2">3,000㎡ ～ 6,000㎡未満</th> <th colspan="2">6,000㎡ ～ 10,000㎡未満</th> </tr> <tr> <th>コア採取個数</th> <th>外観検査用</th> <th>コア採取個数</th> <th>外観検査用</th> <th>コア採取個数</th> <th>外観検査用</th> <th>コア採取個数</th> <th>外観検査用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コア採取個数</td> <td>2</td> <td></td> <td>4～5</td> <td></td> <td>6～8</td> <td></td> <td>9～12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外観検査用</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">密度試験用</td> <td>プラント</td> <td>試験事業者</td> <td>プラント</td> <td>試験事業者</td> <td>プラント</td> <td>試験事業者</td> <td>プラント</td> <td>試験事業者</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1～2</td> <td>2～3</td> <td>2～3</td> <td>3～5</td> <td>4～5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)</p> <p>1. 密度試験は1,000㎡に1個を標準とする。 2. 密度試験用のコアーは、採取直後に厚さの測定及び監督職員の外観確認後に試験を行う。 3. 橋面舗装において、コアー採取が可能な場合の採取個数等については、監督職員と協議する。 4. プラント：承認されたプラント試験室。 5. 試験事業者：改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づく試験事業者登録制度により登録された試験事業者。</p> <p>(5) 破壊検査について</p> <p>ア. 技術検査（段階確認を含む）において、必要があると認められるときは、工事の目的物を最少限度破壊し、分解し、若しくは試験し、検査することができる。</p> <p>イ. コンクリートのコアー採取による強度試験は、品質に異常が認められた場合に行う。</p> <p>ウ. コンクリート構造物及びコンクリートブロック積（張）工等の抜石、注水検査は、必要があると認められる場合に行う。</p> <p style="color: red;">(6) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、</p>	舗装面積	1,000㎡未満		1,000㎡ ～ 3,000㎡未満		3,000㎡ ～ 6,000㎡未満		6,000㎡ ～ 10,000㎡未満		コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	2		4～5		6～8		9～12		外観検査用	1		2		2		2		密度試験用	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	1	—	1	1～2	2～3	2～3	3～5	4～5
舗装面積		1,000㎡未満		1,000㎡ ～ 3,000㎡未満		3,000㎡ ～ 6,000㎡未満		6,000㎡ ～ 10,000㎡未満																																																																																																	
	コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	外観検査用																																																																																																	
コア採取個数	2		4～5		6～8		9～12																																																																																																		
外観検査用	1		2		2		2																																																																																																		
密度試験用	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者																																																																																																	
	1	—	1	1～2	2～3	2～3	3～5	4～5																																																																																																	
舗装面積	1,000㎡未満		1,000㎡ ～ 3,000㎡未満		3,000㎡ ～ 6,000㎡未満		6,000㎡ ～ 10,000㎡未満																																																																																																		
	コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	外観検査用	コア採取個数	外観検査用																																																																																																	
コア採取個数	2		4～5		6～8		9～12																																																																																																		
外観検査用	1		2		2		2																																																																																																		
密度試験用	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者																																																																																																	
	1	—	1	1～2	2～3	2～3	3～5	4～5																																																																																																	

土木工事施工管理基準 新旧対照表

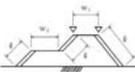
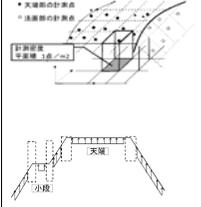
現行	新
	<p>「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>

出来形管理基準 新旧対照表

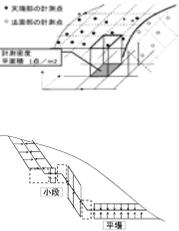
出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行								新														
編	章	節	条	枝	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1	共通編	2	3	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。				1	共通編	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。			
						法長ℓ	-200										法長-4%	法長				
1	共通編	2	3	1	掘削工	法長ℓ	-200	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。				2	共通編	3	1	掘削工 (面管理の場合)	平均値	額々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(土工編)、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)、「無人航空機搭載型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(土工編)、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(アンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同時に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						平場	標高較差										±50	±150				

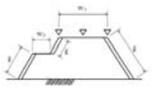
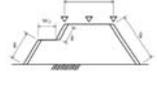
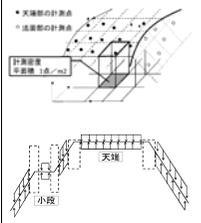
出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行							新													
編	章	節	条	技	種	種	編	章	節	条	技	種	種	種	種					
1	共通編	2	3	3	1	盛土工	1	共通編	2	3	3	1	盛土工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
														基準高▽	-50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法層で測定。				
														法長	ℓ<5m				-100	
														法長	ℓ≧5m				法長-2%	
幅	W ₁ , W ₂	-100																		
1	共通編	2	3	3	1	盛土工	2	盛土工 (面管理の場合)	1	共通編	2	3	1	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
														平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)、「無人航空機搭載型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)、「TS」を用いた出来形管理要領(土工編)、「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編)または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領(土工編)に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全てで設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
														天端	標高較差				-50	-150
														法面 (傾<勾配)	標高較差				-50	-170
														法面 (傾≧勾配 (小段含む))	標高較差				-60	-170
※ただし、ここで勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものである。																				

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行							新															
編	章	節	条	技	種	種	編	章	節	条	技	種	種	種								
1	2	4	2	1	掘削工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	1	2	4	2	掘削工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
						基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。								基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書が測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
						法長ℓ	-200									ℓ<5m	-200				ℓ≧5m	法長-4%
						幅W	-100									幅W	-100					
1	2	4	2	1	掘削工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	1	2	4	2	掘削工 (面管理の場合)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
						平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)、「無人航空機搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは現規格の条件の最も厳しい値を採用する。														
						平場	標高較差									±50	±150					
						法面(小段含む)	水平または標高較差									±70	±160					

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行								新														
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	
1	2	4	3	4	1	踏体盛土工	基準高▽	±50				1	2	4	3	4	踏体盛土工	基準高▽	±50			
						路床盛土工	法長 ϕ	$\phi < 5m$: -100 $\phi \geq 5m$: 法長-2%									$\phi < 5m$: -100 $\phi \geq 5m$: 法長-2%	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 幅 W1, W2 : -100	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 幅 W1, W2 : -100			
																2	踏体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行								新															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木	一般	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全延長、支間長L(m)	±(10+L/10)	主げた、主樑全数を測定。		仮組立精度		3	土木	一般	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。			
						現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主樑の全継手数の1/2を測定。δ1、δ2のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合、マイナスを認めない										現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主樑の全継手数の1/2を測定。δ1、δ2のうち大きいもの。なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			
3	土木	一般	4	5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。				3	土木	一般	4	5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。			
						根入長	設計値以上											根入長	設計値以上				
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内											偏心量 d	100以内				
						杭径 D	設計径(公称径) -30以上											杭径 D	設計径(公称径) -30以上				
						傾斜	1/100以内											傾斜	1/100以内				
3	土木	一般	4	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。				3	土木	一般	4	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、φ60以下φ75の場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。			
						根入長	設計値以上											根入長	設計値以上				
						偏心量 d	150以内											偏心量 d	150以内				
						傾斜	1/50以内											傾斜	1/50以内				
						基礎杭 D	設計径(公称径)以上※											基礎杭 D	設計径(公称径)以上※				

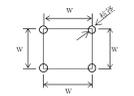
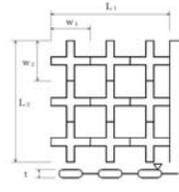
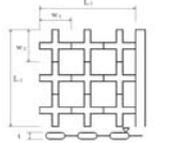
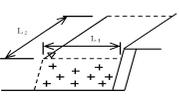
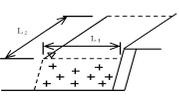
出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行										新																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	5										3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
													3	2	6	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満		

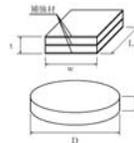
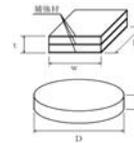
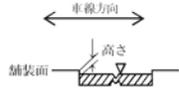
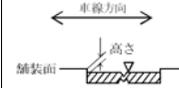
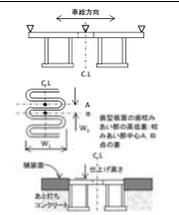
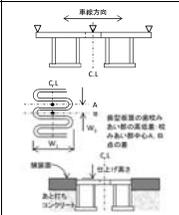
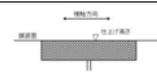
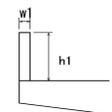
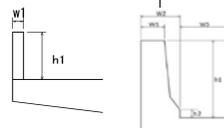
出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行										新																								
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)											
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										
3	2	6	5										3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10											1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。
3	2	6	5										3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7										1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行							新															
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木	一般	舗装	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工)	厚さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠側付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長40m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 コンクリートの硬化後3dの経過後により機械舗設の場合(a) 2.4mm以下人力舗設の場合(a) 3mm以下	工事規模の考え方 中規模又は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3	土木	一般	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工)	厚さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠側付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長40m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1箇所当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁を測定する。	工事規模の考え方 中規模又は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							幅	-25	-									コンクリートの硬化後3dの経過後により機械舗設の場合(a) 2.4mm以下人力舗設の場合(a) 3mm以下				
						平坦性	-	-	-	-												
3	土木	一般	改良	7	9	固結工 (粉末噴射機工) (高圧噴射機工) (スラリー機工) (生石灰バイエル工)	基準高▽	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定 1箇所に4本測定。 全本数	固結工 (粉末噴射機工) (高圧噴射機工) (スラリー機工) (生石灰バイエル工)	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定 1箇所に4本測定。 全本数 L1=81-82 #1は改良体先端深度 #2は改良体先端深度											
							位置・間隔 W	D/4以内														
							杭 径 D	設計値以上														
							深 度 0	設計値以上														
						位置・間隔 W	D/4以内															
						杭 径 D	設計値以上															
						深 度 0	設計値以上															
3	土木	共通	1	1	現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。	3	土木	共通	1	1	現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。					
3	土木	一般	河川	5	根固めブロック工	基準高▽	層積	±100	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。		3	土木	一般	5	根固めブロック工	基準高▽	層積	±100	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。			
							乱積	±t/2														
						幅W、W2	層積	-20	1施工箇所毎							基準高▽	層積	±t/2	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							乱積	-t/2														
						延長L1、L2	層積	-200	1施工箇所毎							基準高▽	層積	±t/2	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							乱積	-t/2														

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行								新															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	4	道路関係	9	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅 W, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差			3	土木工事共通編	4	道路関係	9	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅 W, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差		
							500 < W, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%											500 < W, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%			
							1500 < W, L, D	0 ~ +15											1500 < W, L, D	0 ~ +15			
							t ≤ 20mm	± 0.5											t ≤ 20mm	± 0.5			
							20 < t ≤ 160	± 2.5%											20 < t ≤ 160	± 2.5%			
							160 < t	± 4											160 < t	± 4			
平面度	1	平面度	1																				
3	土木工事共通編	4	道路関係	13	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し 0 ~ 2	車道端部及び中央部付近の3点を測定。			3	土木工事共通編	4	道路関係	13	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	± 3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(軸直方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
							表面の凹凸	3											表面の凹凸	3			
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ 2											仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ 2			
3	土木工事共通編	4	道路関係	13	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ ± 3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。			3	土木工事共通編	4	道路関係	13	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ ± 3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(軸直方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		
							車線方向各点誤差の相対差	3											車線方向各点誤差の相対差	3			
							表面の凹凸	3											表面の凹凸	3			
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2											歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
							縦方向 間隔	± 2											歯咬み合い部の縦方向 間隔 w1	± 2			
							横方向 間隔	± 5											歯咬み合い部の横方向 間隔 w2	± 5			
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ 2											仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ 2			
3	土木工事共通編	4	道路関係	13							3	土木工事共通編	4	道路関係	13	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。表面の凹凸は長手方向(軸直方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
																		仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ 3				仕上げ高さ
3	土木工事共通編	4	道路関係	15	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w	-5 ~ +10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。			3	土木工事共通編	4	道路関係	15	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5 ~ +10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。				
						高さ h	-20 ~ +30										地覆の幅 w2	-10 ~ +20					
																	高さ h1	-20 ~ +30					
																	高さ h2	-10 ~ +20					
																	有効幅員 w3	0 ~ +30					

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行										新																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木工事共通編	3	共通施工	4	道路関係	27						3	土木工事共通編	3	共通施工	4	道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
3	土木工事共通編	3	共通施工	4	道路関係	27						3	土木工事共通編	3	共通施工	4	道路関係	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 軟度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行										新															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)											個々の測定値の平均 (X ₁₀)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	3	4	27								3	3	4	27	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
3	3	4	27							3	3	4	27	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行										新															
編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	3	4	27								3	3	4	27	10	土木工事共通編	3	土木工事共通編	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計係員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
3	3	4	27							3	3	4	27	12	土木工事共通編	3	土木工事共通編	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計係員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
																			平坦性	-				3m ² のレーザー(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下	

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行										新																							
編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所								
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)											
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下										中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下										
3	3	4	28								3	3	4	28	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高寸	±90	±90	+40 -15	+50 -15											1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計係員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
3	3	4	28								3	3	4	28	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 和度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10											1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計係員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行										新															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	3	4	28								3	3	4	28	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
3	3	4	28							3	3	4	28	8	排水性舗装工 (加厚アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			

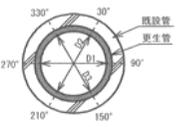
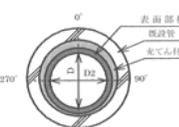
出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行										新															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)											個々の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	3	4	28								3	3	4	28	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計係員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
3	3	4	28							3	3	4	28	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計係員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
3	3	4	28							3	3	4	28	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	平坦性	3m ² /リドメーター (σ)12.6mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計係員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			

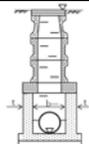
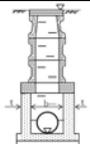
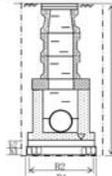
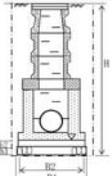
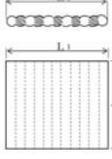
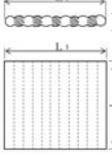
出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行										新																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	3	4	29								3	3	4	29	2	3	3	4	29	2	厚さあるいは標高較差	-36	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計係員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
3	3	4	29								3	3	4	29	4	3	3	4	29	4	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計係員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行									新													
編	章	節	条	技	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	技	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	1										11	1	7	3		反転・形成工法	仕上がり内径 D	硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと	1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。それぞれ更生管周囲上の6箇所を測定する。硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。		最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」に準拠して実施する。	
																更生管厚	6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。					
11	1										11	1	7	3		製管工法	仕上がり内径 (高さ・幅)	平均内径が設計更生管径を下回らない	1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。それぞれ更生管の内側中央高さ・幅の2箇所を測定する。			

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行								新														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11	下水	1	7	3	1	標準マンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。			11	下水	1	8	3	現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b (内法)	-30	幅 b (内法)									-30					
						壁厚 t	-20	壁厚 t									-20					
						人孔天端高	±30	人孔天端高									±30					
11	下水	1	7	3	2	マンホール基礎工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。			11	下水	1	8	3	現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						床掘深 H	±30	床掘深 H									±30					
						基礎工幅 B ₁	-50	基礎工幅 B ₁									-50					
						基礎工高 h ₁	-30	基礎工高 h ₁									-30					
						コンクリート工幅 B ₂	-30	コンクリート工幅 B ₂									-30					
						コンクリート工高 h ₂	-10	コンクリート工高 h ₂									-10					
11	下水	2	7	3	コンクリート壁	基準高▽	±50	基準高は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長40m (又は25m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。			11	下水	2	7	3	コンクリート壁	基準高▽	±50	基準高は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長40m (又は25m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。			
						地中壁の長さ L ₁	-50										地中壁の長さ L ₁	-50				
						垂直変位	300										垂直変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。	垂直変位			300	
						壁体長 L	-200										壁体長 L	-200				
11	下水	2	7	4	ソイル壁	基準高▽	±50	基準高は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長40m (又は25m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。			11	下水	2	7	4	ソイル壁	基準高▽	±50	基準高は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長40m (又は25m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。			
						地中壁の長さ L ₁	-50										地中壁の長さ L ₁	-50				
						垂直変位	杭径/4以内										垂直変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。	垂直変位				杭径/4以内
						壁体長 L	-200										壁体長 L	-200				

品質管理基準 新旧対照表

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
1 一般 圧 コン クリ ート ・ コ ン クリ ート ・ ダ ム ・ 覆 工 コ ン クリ ート ・ 吹 付 け コ ン クリ ート を 除 く	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	平成元年9月13日 付「監理第802号 「コンクリートの耐 久性向上施策につ いて」による。	同左	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が 変わった場合。		1 一般 圧 コン クリ ート ・ コ ン クリ ート ・ ダ ム ・ 覆 工 コ ン クリ ート ・ 吹 付 け コ ン クリ ート を 除 く	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	平成元年9月13日 付「監理第802号 「コンクリートの耐 久性向上施策につ いて」による。 ※選付検査書の添付資 料参照。	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/ 6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が 変わった場合。					その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が 変わった場合。
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	総密度：2.65以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ 骨材、鋼スラグ骨材の規格値については概要を参 照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が 変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (鋼スラグ骨材)		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	総密度：2.65以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケ ルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値 については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が 変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)				
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25% 以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が 変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (鋼スラグ骨材)		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕砂 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場 合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が 変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/ 月以上及び産地が変わった場合。				
	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受け る場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂及びスラグ骨材を用いた場合はコンクリ ートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以 下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が 変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が 58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受け る場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0% 以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0% 以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が 変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)						
	硫酸ナトリウムによる骨 材の安定性試験	JIS A 5005 JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が 変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		硫酸ナトリウムによる骨 材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及 び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及 び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。				
	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道 水以外の水の場合 JIS A 5308付真書B	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性固形物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90% 以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が 変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を 使用することを示す資料による確認を行う。		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道 水以外の水の場合 JIS A 5308付真書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性固形物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90% 以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が 変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道 を使用していることを示す資料による確認を行 う。				
	回収水の場合 JIS A 5308付真書B	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90% 以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が 変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外 の水の規定に適合しなければならない。		回収水の場合 JIS A 5308付真書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日 で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が 変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規 定に適合しなければならない。						

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行								新															
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考								
ヘー ル セ コ メ ン ト ・ コ ン ク リ ー ト ・ ダ ム ・ 覆 工 コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト を 除 く	製 造 （ ヘ ブ ラ ン ト ） ・ 他	計 量 設 備 の 計 量 精 度			セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○：試験成績表等による確認	ヘー ル セ コ メ ン ト ・ コ ン ク リ ー ト ・ ダ ム ・ 覆 工 コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト を 除 く	製 造 （ ヘ ブ ラ ン ト ） ・ 他	計 量 設 備 の 計 量 精 度					水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和剤：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○：試験成績表等による確認				
					ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下									工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	ミキサの練混ぜ性能試験		パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンスタンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。
					連続ミキサの場合： 土木学会基準JSC-E-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3mm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。									○	連続ミキサの場合： 土木学会基準JSC-E-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3mm以下		工事開始前及び工事中1回/年以上。	○		
施 工	必 須	塩化物総量規制	平成元年9月13日付け整理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSC-E-502,503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	施 工	必 須	塩化物総量規制	平成元年9月13日付け整理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。 共通仕様書の添付資料参照。	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSC-E-502,503-2007）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。										

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新											
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	
へ1 船セ 庄メ コン ト・ リコ ンク ・リ コ ン ト ク リ ー ト ダ ム ・ 覆 工 コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト を 除 く	施工	必須	単位水量測定	レディミクストコンクリートの品質確保について		1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その連搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、連搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込み前に、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全連搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、連搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は17.5kg/m ³ 、40mmの場合は16.5kg/m ³ を基本とする。		へ1 船セ 庄メ コン ト・ リコ ンク ・リ コ ン ト ク リ ー ト ダ ム ・ 覆 工 コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト を 除 く	施工	必須	単位水量測定	レディミクストコンクリートの品質確保について		1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その連搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、連搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込み前に、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全連搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、連搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合は、2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は17.5kg/m ³ 、40mmの場合は16.5kg/m ³ を基本とする。	
			テストハンマーによる強度推定試験	JISCE-G504	① 1箇所の強度の平均値は呼び強度以上。 ② 所定の強度以下の場合、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施。 ③ 再度の平均強度が所定以下、もしくは1箇所の強度が85%以下の場合、コアによる強度試験を実施。	試験の対象工種は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート構造物、内空断面面積が2.5m ² 以上の鉄筋コンクリートカルパード類、橋梁上・下部工（P・Cは除く）トンネル及び高さが3m以上の水門・樋門とする。 調査頻度は、擁壁及びカルパード類は自地間、トンネルは1打設部分、その他の構造物は強度が同じブロックを1構造物の単位とし、1単位3箇所を調査する。		設計基準強度	JISCE-G504-2013			設計基準強度	鉄筋コンクリート構造物及びカルパード類で行う。高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構造物、内空断面面積が2.5m ² 以上の鉄筋コンクリートカルパード類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の水門・樋門を対象。（ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。監督職員等の立会の頻度は30%程度とする。					

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行								新										
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	
												JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)					
												材料	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	
												製品検査結果 寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○	
												JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)					
												製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数			
												材料	必須	セメントのアルカリ骨材 反応対策	平成元年9月13日 付け処理第802号 「コンクリートの耐久 性向上施策について」 による。 共通仕様書の添付資料 参照。	同左	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
												コンクリートの塩化物 量規別	平成元年9月13日 付け処理第802号 「コンクリートの耐久 性向上施策について」 による。 共通仕様書の添付資料 参照。	原則0.3kg/m ³ 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○	
												コンクリートのスランプ 試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○	
												コンクリートの圧縮強度 試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上 であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度 以上であること。(1回の試験結果は、3個の 供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○	
												コンクリートの空気量測 定(露骨を空ける恐れのある コンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上		○	
												骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
												骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (70%以下が珪酸骨材) JIS A 5011-3 (鋼屑) 珪酸骨材 JIS A 5011-4 (電気炉酸化ひび) 珪酸骨材 JIS A 5021 (20%以下再生骨材)		○
												粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行								新									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	
								4	材 料 其 他	プ レ カ ス ト コ ン ク リ ー ト 製 品 （ 他 ）	骨材の微細分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂および充填材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	1回/月以上及び産地が変わった場合。（微細分量の多い砂1回/週以上）		○	
											砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/月以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の α %圧縮強度による試験方法」による。	○	
											骨材中の粘土残量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
											硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	
											セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上		○	
											セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上		○	
											コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6205（防せい剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉） JIS A 6207（シリカフューム）	1回/月以上ただし、JIS A 6202（膨張材）は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○	
											練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付真書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始結は30分以内、終結は60分以内 セルガルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
											必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
											施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認
5	施工前	必須	外観検査	・目視 圧接面の研削状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ	熱開閉法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱開閉法ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技術資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱開閉法以外のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。		5	施工前	必須	外観検査	・目視 圧接面の研削状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱開閉法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 ・手動ガス圧接及び熱開閉法ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技術資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱開閉法以外のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
6	既製	必須	外観検査（鋼管杭） 【円周溶接部の目違い】	JIS A 5525	外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表す。 (許容値×π以下)			6	既製	必須	外観検査（鋼管杭） 【円周溶接部の目違い】	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐい下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐい下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐい下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 超音波探傷試験（溶剤除去 性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督官との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。						鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 超音波探傷試験（溶剤除去 性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343- 1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督官との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)						鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること。	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		
	その他		鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中継工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		その他			鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること。	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中継工工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比試験		設計図書による。 試験体の採取回数は一組に単杭では20本に1回、連杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。							鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比	比量の測定による水セメント比の検証	設計図書による。 設計図書に記載されていない場合は60%~70%（中継工工法）、60%（プレボリング工工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一組に単杭では20本に1回、連杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新												
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認		
7 下 層 盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装試験法便覧2-3-1	乾状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	工事開始前、材料変更時		○	7 下 層 盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧(4)-5	乾状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	工事開始前、材料変更時		○		
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧2-3-4	1.5%以下	工事開始前、材料変更時	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。					○	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧(4)-16	1.5%以下	工事開始前、材料変更時	CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。		○
8 上 層 盤	材 料	必 須	現場密度の測定	舗装試験法便覧2-5-3	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 98%以上 X3 97%以上	1,000㎡につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合は1工事当たり1回以上。	・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得られない場合は10回の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・歩道路盤工の締固め度は、最大乾燥密度の84%以上。		8 上 層 盤	材 料	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧(4)-185 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 98%以上 X3 97%以上 歩置換法：設計図書による。	1,000㎡につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合は1工事当たり1回以上。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10回の測定値が得られない場合は10回の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。			
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧1-7-4		随時下層路盤仕上げ後、全幅全区間について実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。					ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧(4)-210		随時下層路盤仕上げ後、全幅全区間について実施する。	・確認試験である。 ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
8 上 層 盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装試験法便覧2-3-1	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	工事開始前、材料変更時		○	8 上 層 盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧(4)-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	工事開始前、材料変更時		○		
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装試験法便覧2-3-1	修正CBR 80%以上	工事開始前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びVHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。					○	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧(4)-5	修正CBR 80%以上	工事開始前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びVHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装試験法便覧2-3-2	呈色なし	工事開始前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びVHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。					○	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧(4)-10	呈色なし	工事開始前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びVHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧2-3-4	1.5%以下	工事開始前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びVHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。					○	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧(4)-16	1.5%以下	工事開始前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びVHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装試験法便覧2-3-5	1.20mpa以上(14日)	工事開始前、材料変更時	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。					○	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧(4)-12	1.20mpa以上(14日)	工事開始前、材料変更時	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装試験法便覧4-9-5	1.50kg/L以上	工事開始前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びVHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。					○	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧(2)-106	1.50kg/L以上	工事開始前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びVHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		○
施 工	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装試験法便覧2-5-3	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	1,000㎡につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合は1工事当たり1回以上。	・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得られない場合は10回の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。		施 工	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧(4)-185 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	1,000㎡につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合は1工事当たり1回以上。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10回の測定値が得られない場合は10回の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。			
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装試験法便覧3-4-3	2.36mmふるい：±15%以内	観察により異常が認められたとき。		粒度（2.36mmフルイ）				舗装調査・試験法便覧(2)-14	2.36mmふるい：±15%以内	観察により異常が認められたとき。					
			粒度（75μmフルイ）	舗装試験法便覧3-4-3	75μmふるい：±6%以内	観察により異常が認められたとき。		粒度（75μmフルイ）				舗装調査・試験法便覧(2)-14	75μmふるい：±6%以内	観察により異常が認められたとき。					

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現 行								新												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	○：試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	○：試験成績表等による確認			
10 セ メ ン ト 安 定 処 理 路 盤	材 料	必 須	一軸圧縮試験	舗装試験法便覧2-4-3	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	工事開始前、材料変更時	・安定処理材に適用する。		○	10 セ メ ン ト 安 定 処 理 路 盤	必 須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧〔4〕-98	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	工事開始前、材料変更時	・安定処理材に適用する。		○		
			骨材の修正CBR試験	舗装試験法便覧2-3-1	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	工事開始前、材料変更時	・アスファルト舗装に適用する。						骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧〔4〕-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	工事開始前、材料変更時	・アスファルト舗装に適用する。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装試験法便覧1-3-5, 1-3-6	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	工事開始前、材料変更時							土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧〔4〕-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	工事開始前、材料変更時				
施 工	必 須		現場密度の測定	舗装試験法便覧2-5-3	最大乾燥密度の93%以上。 X_{10} 95%以上 X_0 95.5%以上 X_1 96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書による。	1,000㎡につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合は1工事当たり1回以上。	・種固め度は、10回の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足しなければならないが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。		施 工	必 須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧〔4〕-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X_{10} 95%以上 X_0 95.5%以上 X_1 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	1,000㎡につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合は1工事当たり1回以上。	・種固め度は、10回の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足しなければならないが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。				
			セメント量試験	舗装試験法便覧2-5-4, 2-5-5	±1.2%以内	観察により異常が認められたとき。						セメント量試験	舗装調査・試験法便覧〔4〕-213,〔4〕-218	±1.2%以内	観察により異常が認められたとき。					
その他	その他								その他											

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新										
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装試験法3-4-7	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	工事開始前、材料変更時		○	11 アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧(2)-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	工事開始前、材料変更時		○
			ファイラーのフロー試験	舗装試験法便覧3-4-15	50%以下	工事開始前、材料変更時		○				ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧(2)-65	50%以下	工事開始前、材料変更時		○
			ファイラーの水浸膨張試験	舗装試験法便覧3-4-12	4%以下	工事開始前、材料変更時		○				ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧(2)-59	3%以下	工事開始前、材料変更時		○
			ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装試験法便覧3-4-13	1/4以下	工事開始前、材料変更時		○				ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧(2)-61	1/4以下	工事開始前、材料変更時		○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧3-4-17	水浸膨張比：2.0%以下	工事開始前、材料変更時		○				製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧(2)-77	水浸膨張比：2.0%以下	工事開始前、材料変更時		○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料変更時		○				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料変更時		○
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	工事開始前、材料変更時		○				引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	工事開始前、材料変更時		○
			高温動粘度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	工事開始前、材料変更時		○				高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧(2)-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	工事開始前、材料変更時		○
			60℃粘度試験	舗装試験法便覧3-5-11	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	工事開始前、材料変更時		○				60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧(2)-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	工事開始前、材料変更時		○
			タフネス・テナシティ試験	舗装試験法便覧3-17	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	工事開始前、材料変更時		○				タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧(2)-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	工事開始前、材料変更時		○
必須	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装試験法便覧3-4-3	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験1～2回/日	○	プラント	必須	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧(2)-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験1～2回/日	○		
			粒度（75μmフルイ）	舗装試験法便覧3-4-3	75μmふるい：±5%以内基準粒度	異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験1～2回/日	○				粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧(2)-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験1～2回/日	○		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内	異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験1～2回/日	○				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧(4)-238	アスファルト量：±0.9%以内	異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験1～2回/日	○		
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時	○				温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○		
												水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧(3)-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
												ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧(3)-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
												ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧(3)-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
必須	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧3-7-7	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X3 96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書による。	1,000㎡につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合は1工事当たり1回以上。	・粗し、積面舗装はコア採取しないAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○	舗設現場	必須	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧(3)-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	1,000㎡につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合は1工事当たり1回以上。	・筒間め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。・筒間め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。・積面舗装はコア採取しないAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○
			温度測定（初期締固め前）	JIS Z 8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	○				温度測定（初期圧前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	○
			すべり抵抗試験	舗装試験法便覧6-5	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		○				すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧(1)-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		○
	その他																

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	
12	材料	必須	コンシステンシーVC試験		指針6-3-2(1)による。 目標値 修正VC値：50秒	当初			12	材料	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工規程8-3-3(1)による。 目標値 修正VC値：50秒	当初			
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	指針6-3-2(1)による。 目標値 締固め率：96% ※いづれか1方法	当初						マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	指針6-3-3(1)による。 目標値 締固め率：96% ※いづれか1方法	当初			
			ランマー突き固め試験		指針6-3-2(1)による。 目標値 締固め率：97%	当初							ランマー突き固め試験		舗装施工規程8-3-3(1)による。 目標値 締固め率：97%	当初		
	その他								その他									
				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料変更時	観察で問題なければ省略できる。	○				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
				骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の付属書2	0.5%以下	工事開始前、材料変更時		○				骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の付属書2	0.5%以下	工事開始前、材料変更時		○
				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁物質の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：pH5.8～8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁物質の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○					回収水の場合：JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
				ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。					製造 への プラ ント	製造へのプラント	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
				連続ミキサの場合：土木学会基準JSC-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：2.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。 またレディミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。						連続ミキサの場合：土木学会基準JSC-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：2.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。 またレディミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	目標値の±1.5% ※いづれか1方法	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。					施工	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧(3)-200 ※いづれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			温度測定（コンクリート）	JIS Z 8710		2回/日（午前・午後）以上							温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40m ² 1回（横断方向に3箇所）							現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40m ² 1回（横断方向に3箇所）		
			コアによる密度測定	舗装試験法便覧別冊		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定							コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧(3)-200		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現 行								新								
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	○：試験成績表等による確認
13 グ レ ス ア ス フ ア ルト 舗 装	材 料	そ の 他	粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧3-4-7	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	工事開始前、材料変更時		13 グ レ ス ア ス フ ア ルト 舗 装	材 料	そ の 他	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧(2)-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	工事開始前、材料変更時		○
			粗骨材中の軟石重量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料変更時						○				
			引火点試験	JIS K 2265	240℃以上	工事開始前、材料変更時						○				
プ ラ ン ト	必 須		貫入試験40℃	舗装試験法便覧5-3-3	貫入量（40℃）目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		プ ラ ン ト	必 須		貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧(3)-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験 240℃	舗装試験法便覧5-3-4	3~20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。						○				
			ホイールトラック試験	舗装試験法便覧3-7-3	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。						○				
			曲げ試験	舗装試験法便覧3-7-5	破断ひずみ（-10℃、50mm/min） 8.0×10^{-3} 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。						○				
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装試験法便覧3-4-3	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	工事開始前、材料変更時 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験1~2回/日						○				
			粒度（75μmフルイ）	舗装試験法便覧3-4-3	75μmふるい：±5%以内基準粒度	工事開始前、材料変更時 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験1~2回/日						○				
			アスファルト量抽出粒度 分析試験	舗装試験法便覧3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内	工事開始前、材料変更時 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験1~2回/日						○				
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	JIS Z 8710	アスファルト：220℃以下 石：常温~150℃	随時						○				
舗 設 現 場	必 須		温度測定（初期締固め前）	JIS Z 8710		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）									
			温度測定（初転圧前）			随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）									

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新																											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認																	
14 路床 安定 処理 工	材料	必須	CBR試験	舗装試験法便覧1-6-1, 1-6-2	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			14 路床 安定 処理 工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧(4)-155, (4)-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。																			
																		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A-B法 最大粒径>53mm：舗装試験法便覧1-7-2	最大乾燥密度の90%以上。 500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径≦100mmの場合に適用する。 上記の規格値を満たしている、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧(4)-185 突砂法	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1日の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。							
																														または、 【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径<100mmの場合に適用する。 上記の規格値を満たしている、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 	設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径<100mmの場合に適用する。 上記の規格値を満たしている、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満																															
測定 点数	5	10	15																															
面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満																															
測定 点数	5	10	15																															
または、 【TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）】	設計図書による。	設計図書による。																																
																	または、 【TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）】	設計図書による。																
TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）	設計図書による。																																	
																	ブルーフローリング	舗装試験法便覧1-7-4	設計図書による。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同程度の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。					ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧(4)-210	設計図書による。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同程度の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。				
その他	舗装試験法便覧7-2 (ベンダメソッド)	設計図書による。	7-7(7-7)での不良箇所について実施	確認試験である。					その他	舗装調査・試験法便覧(1)-227 (ベンダメソッド)	設計図書による。	7-7(7-7)での不良箇所について実施	確認試験である。																					

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認
15 表面安定処理工（表面混合処理）	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法	最大乾燥密度の90%以上。	500㎥につき1回の割合で行う。 但し、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		15 表面安定処理工（表面混合処理）	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500㎥につき1回の割合で行う。但し、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	【締固めによる管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。						または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。													
			TS・GPSを用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	設計図書による。												
			平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割合で行う。						平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
	その他						・確認試験である。			その他							
16 固結工	施工	必須							16 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3箇の供試体の試験の平均値で表したものを。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。	
				グルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。									
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。なお、1回の試験とは3箇の供試体の試験値の平均値で表したものを。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は監督職員の指示による。					土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。なお、1回の試験とは3箇の供試体の試験値の平均値で表したものを。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は監督職員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してよい。		
17 アンカー工	施工	必須	多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。			17 アンカー工	施工	必須	透性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。		
				1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。						確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
				その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	所定の緊張力が導入されていること。	・定着時緊張力確認試験 ・残存引張り力確認試験 ・リフトオンテスト等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。						その他	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。	・定着時緊張力確認試験 ・残存引張り力確認試験 ・リフトオンテスト等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新															
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認						
18 補強土 壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装試験法便覧1-2-2	最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	18 補強土 壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	次の密度への細めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210 A・B法）もしくは190%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法）。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。または、設計図書による。	500㎡につき3回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。	・適合背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）【一般の橋台背面】平均92%以上、かつ最小90%以上【インテグラルアバット構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上	○：試験成績表等による確認						
				または、 【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 【空気間隙率による管理】 路体 ・砂質土 Va≦15% ・粘性土 Va≦10% 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること 又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	<table border="1"> <tr> <th>面積 [㎡]</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> <th>2000未満</th> </tr> <tr> <th>測定 点数</th> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> <td></td> </tr> </table>					面積 [㎡]	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満		2000未満	測定 点数	5	10	15	
				面積 [㎡]	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満					2000未満										
測定 点数	5	10	15																			
または、 RT計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	設計図書による。																				
19 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。	同左	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		19 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。 ※当仕様の添付資料参照。	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○						
				その他	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。					その他	骨材のふるい分け試験 JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。							
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	飽和密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。					骨材の密度及び吸水率試験 JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	飽和密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（鋼スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）							
骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 （砕砂及びスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実測率が58%以上の場合15.0%以下）スラグ粗骨材 5.0%以下それ以外（砕砂等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は15.0%以下）スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は8.0%以下）それ以外（砕砂等） 5.0%以下 （ただし、すりへり作用を受ける場合は12.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）																

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新										
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認
19 吹付 工	材 料	其 他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 5005 JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	19 吹付 工	材 料	其 他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○				練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308付属書	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	回収水の場合：JIS A 5308付属書C				塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○		
製 造 (プ ラ ン ト)	其 他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランピング平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	製 造 (プ ラ ン ト)	其 他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランピング）の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○		
			連続ミキサの場合：土木学会基準JSC-E1 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランピング差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。					連続ミキサの場合：土木学会基準JSC-E1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランピング差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。			
施 工	其 他	塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、今後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JIS E-502:503）を監督員と協議の上、特記仕様書の規定により行う。	○	施 工	其 他	塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、今後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JIS E-502:503）を監督員と協議の上、特記仕様書の規定により行う。	○		
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準JSC E F661-1994	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。					吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。			
其 他	ス ラ ン プ 試 験 (モ ル タル 除 く)	JIS A 1101	吹付5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm 吹付8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	配合試験及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	其 他	ス ラ ン プ 試 験 (モ ル タル 除 く)	JIS A 1101	吹付5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm 吹付8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20g3～150g3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。					
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）					配合試験及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20g3～150g3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。						
其 他	コ ア に よ る 強 度 試 験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		○	其 他	コ ア に よ る 強 度 試 験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。						

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新										
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認
20	現場吹付法特工	必須	アルカリ骨材反応対策	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	20	現場吹付法特工	必須	アルカリ骨材反応対策	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。 共通仕様書の添付資料を参照。	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
	その他		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	その他			骨材のふるい分け試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	飽和密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材)	○				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	飽和密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微細分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂及びスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○				骨材の微細分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 (砕石等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は15.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (砕石等) すりへり作用を受ける場合は5.0%以下 (砕砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付真書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機炭素の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○				練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付真書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機炭素の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308付真書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○				回収水の場合：JIS A 5308付真書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認
21 河川・ 海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		21 河川・ 海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		○：試験成績表等による確認
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。										
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。										
施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A-B法 最大粒径>53mm：舗装試験法便覧1-7-2	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂 換算法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧（4）-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記に上り難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】空気間隙率Vaが0%≦15%【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または、設計図書による。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	○：試験成績表等による確認
			または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	【締固めによる管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）				1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】空気間隙率Vaが0%≦15%【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。			
			【空気間隙率による管理】 ・砂質土 25%≦75μm<50%の場合Va≦15% ・粘性土 2%≦Va≦10%又は、設計図書による。													
			T・S・G・P・Sを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）	設計図書による。	設計図書による。						または、T・S・G・P・Sを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			コーン指数の測定	舗装試験法便覧1-2-1	設計図書による。	トラフイカビリティが悪いとき。	確認試験である。				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧（11）-216	設計図書による。	トラフイカビリティが悪いとき。	確認試験である。	

面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満
測定点数	5	10	15

面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満
測定点数	5	10	15

品質管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行							新									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
22	砂防土工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: JIS A 1214. JIS A 1210 A-B法	・路体: 最大乾燥密度の85%以上。 ・路床: 最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。但し、3,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	22	砂防土工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。但し、3,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				最大粒径>53mm: 舗装試験法便覧1-7-2	舗装試験法便覧1-7-2	舗装試験法便覧1-7-2	舗装試験法便覧1-7-2					舗装試験法便覧1-7-2				
				または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。					盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				
【空気間隙率による管理】 ・砂質土: 25%≦Va≦50%の場合Va≦15% ・粘性土: 25%≦Va≦10%又は、設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。														
			TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	設計図書による。	設計図書による。											
23	道路土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	23	道路土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
				土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
22	砂防土工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: JIS A 1214. JIS A 1210 A-B法 最大粒径>53mm: 舗装試験法便覧1-7-2	・路体: 最大乾燥密度の85%以上。 ・路床: 最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。但し、3,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	22	砂防土工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置法 (JIS A 1214)	【砂置土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210 A・B法))。次密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210 A・B法))もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210 C・D・E法))。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】・路体: 自然含水比またはトラフのセリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが8%≦Sr≦95%。・路床及び構造物取付け部: トラフカセリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。但し、3,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				最大粒径>53mm: 舗装試験法便覧1-7-2	舗装試験法便覧1-7-2	舗装試験法便覧1-7-2	舗装試験法便覧1-7-2					舗装試験法便覧1-7-2				
				または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。					盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体、路床とも1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。				
			【空気間隙率による管理】 路体 ・砂質土 Va≦15% ・粘性土 Va≦10% 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること 又は、設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。											

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現 行							新											
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	○：試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	○：試験成績表等による確認	
23 道路 土工			T・S・G・P・Sを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	設計図書による。		設計図書による。			23 道路 土工			または、T・S・G・P・Sを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧1-7-4	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道行換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック		ブルーフローリング				舗装調査・試験法便覧(4)-210	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道行換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック				
			コーン指数の測定	舗装試験法便覧1-2-1	設計図書による。	トライフカビリティが悪いとき。	確認試験である。	コーン指数の測定				舗装調査・試験法便覧(1)-216	設計図書による。	必要に応じて実施。(例)トライフカビリティが悪いとき。	確認試験である。			
			その他 たわみ量	舗装試験法便覧7-2 (ベンダグのベンダ)		「ベンダグ」での不良箇所について実施。	確認試験である。	その他 たわみ量				舗装調査・試験法便覧(1)-227(ベンダグのベンダ)		「ベンダグ」での不良箇所について実施。	確認試験である。			
25 コン クリ ート タ ム	材 料	必 須	アルカリ骨材反応対策	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	25 コン クリ ート タ ム	材 料	必 須	アルカリ骨材反応対策	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。 共通仕様書の添付資料を参照。	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
			その他 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	絶対密度：2.5以上 吸水率：平成8年制定コンクリート標準示方書Z-6編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○				その他 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：2015年制定コンクリート標準示方書Z-6編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂及びスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。細骨材：4.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには3.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			硫酸トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。					○	硫酸トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新											
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	
25	材	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	25	材	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○										
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 圧縮強度平均値からの差：10%以下 スラブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。						ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中のモルタル量の偏差率：10%以下 コンスタンス（スラブ）の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			
				連続ミキサの場合： 土木学会基準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：5%以下 空気量差：1%以下 スラブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。												
施	必	須	塩化物総量規制	平成元年9月13日 付付依頼第802号 「コンクリートの耐久 性向上施策について」 による。	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工程1回以上。 またレディーミキスターコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に塩素を使用する場合は、「第9の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。		施	必	須	塩化物総量規制	平成元年9月13日 付付依頼第802号 「コンクリートの耐久 性向上施策について」 による。 ※設計図書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工程1回以上。 またレディーミキスターコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に塩素を使用する場合は、「第9の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2013,503-2007）または設計図書の規定により行う。		
				単位水量測定	レディミキスター コンクリートの品質 確保について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、生コン製造者に改善を指示し、その全運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、生コン製造者に改善を指示し、その全運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び初期1回に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は17.5kg/m ³ 、40mmの場合は16.5kg/m ³ を基本とする。						単位水量測定	レディミキスター コンクリートの品質 確保について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、生コン製造者に改善を指示し、その全運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、生コン製造者に改善を指示し、その全運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合は2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び前倒し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は17.5kg/m ³ 、40mmの場合は16.5kg/m ³ を基本とする。
			温度測定 (気温・コンクリート)	JIS Z 8710		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。						温度測定 (気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新												
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認		
26 種 工 コ ン ク リ ー ト （ N A T M ）	材 料	必 須	アルカリ骨材反応対策	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	26 種 工 コ ン ク リ ー ト （ N A T M ）	材 料	必 須	アルカリ骨材反応対策	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。別途仕様書の添付資料を参照。	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		
			その他	骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下、舗装コンクリートは35%以下但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。					○	その他	骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微細分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂及びスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○				骨材の微細分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、軟形判定実績率が58%以上の場合15.0%以下）スラグ粗骨材 3.0%以下それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利；工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石；工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：pH値8~8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○				練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝固時間：差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
その他	回収水の場合：JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝固時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	回収水の場合：JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝固時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○									
製 造 ヘ ブ ラ ン ト	そ の 他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランピング量からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合又は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	製 造 ヘ ブ ラ ン ト	そ の 他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランピング）の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合又は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○				
			連続ミキサの場合：土木学会基準JSC-E1 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランピング差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合又は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○				連続ミキサの場合：土木学会基準JSC-E1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランピング差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合又は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○				

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新										
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認
26 覆 工 コ ン ク リ ー ト （ N A T M ）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	φ7φ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm φ7φ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。		26 覆 工 コ ン ク リ ー ト （ N A T M ）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	φ7φ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm φ7φ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			単位水量測定	レディーミクストコンクリートの品質確保について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込み前に、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は17.5kg/m ³ 、40mmの場合は16.5kg/m ³ を基本とする。	単位水量測定				レディーミクストコンクリートの品質確保について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込み前に、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は17.5kg/m ³ 、40mmの場合は16.5kg/m ³ を基本とする。		
			塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。					塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。 共通仕様書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2013, 503-2007）または設計図書の規定により行う。		
施工後試験	必須								施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等			
											デストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G-504	設計基準強度	目地間（ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所）で行う。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1方所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	デストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G-504-2013

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新									
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27吹付けコンクリート（N A T M）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。	「コンクリートの耐久性向上施策について」	工事開始前、工中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		27吹付けコンクリート（N A T M）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。 共通仕様書の添付資料を参照。	「コンクリートの耐久性向上施策について」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砂砕及びスラッグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。					○					
	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン濃度：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8～8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○								
		回収水の場合	JIS A 5308付属書3	塩化物イオン濃度：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工中1回/年以上及び水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○								
ミキサの練混ぜ性能試験	必須	パッチミキサの場合	JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランピング時の差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差：5%以下	工事開始前及び工中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。		27吹付けコンクリート（N A T M）	必須	パッチミキサの場合	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンスタンスン（スランピング）の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。		○
		連続ミキサの場合	JSEI-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランピング差：3cm以下	工事開始前及び工中1回/年以上。					○						
施工	必須	塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSEI-C502,503）または設計図書の規定により行う。		27吹付けコンクリート（N A T M）	必須	塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。 共通仕様書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSEI-C502,503-2007）または設計図書の規定により行う。		○
		コンクリートの圧縮強度	JIS A 1108 土木学会規程JSEI F501-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型物に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（a7～3本、a28～3本、）とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。				○						
コンクリートの圧縮強度	必須	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	27吹付けコンクリート（N A T M）	必須	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
コンクリートの圧縮強度	必須	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	27吹付けコンクリート（N A T M）	必須	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
コンクリートの圧縮強度	必須	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	27吹付けコンクリート（N A T M）	必須	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新																	
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認							
27 吹付け コンクリート (N A T)	施工	必須	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	欄前の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各1本）。			27 吹付け コンクリート (N A T)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	(JSC E-4561-2013)引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法【JSC E-6541-2010】	1日強度で5N/mm ² 以上		トンネル施工長40mごとに1回								
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	設計図書による。	欄前の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各1本）。																		
29 路上 再生 路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧2-3-1	修正CBR20%以上	工事開始前、材料変更時			29 路上 再生 路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧(4)-5	修正CBR20%以上		工事開始前、材料変更時								
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生使用参照資表-4.7 路上再生路盤用骨材の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時																		
	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧2-5-3	基準密度の93%以上。	1,000m ² に1回			29 路上 再生 路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧(4)-185 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾場密度の93%以上 X10 95%以上 X0 95.5%以上 X3 96.5%以上	1,000m ² に1回	・縦目め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縦目め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が再がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。								
			土の一軸圧縮試験	舗装試験法便覧3-8-1	設計図書による。	当初及び材料の変化時																		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装試験法便覧3-8-2	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。																	
			既設表層混合物の密度試験	舗装試験法便覧3-7-7		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。																	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装試験法便覧3-9-5		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。																	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧3-9-6		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。																	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装試験法便覧3-4-3		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。																	
			現場密度の測定	舗装試験法便覧3-7-7	基準密度96%以上	・1,000m ² につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000m ² 以下の場合は1工事当たり1回以上。	空隙率による管理でもよい。						29 路上 再生 路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧(3)-91	最大乾場密度の96%以上 X10 98%以上 X0 98%以上 X3 98.5%以上	・1,000m ² につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000m ² 以下の場合は1工事当たり1回以上。	・縦目め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縦目め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が再がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。				
温度測定	JIS Z 8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）																				
その他	その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧3-4-3	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。			29 路上 再生 路盤工	その他	その他	粒度(2.36mmフルイ)				舗装調査・試験法便覧(2)-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。					
		粒度(75μmフルイ)	舗装試験法便覧3-4-3	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。																		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。					アスファルト量抽出粒度分析試験				舗装調査・試験法便覧(4)-238	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。					
31 排水性 舗装工・ 透水性 舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧3-7-7	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	工事開始前、材料変更時		○	31 排水性 舗装工・ 透水性 舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験				舗装調査・試験法便覧(2)-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	工事開始前、材料変更時		○				
			フィラーのフロー試験	舗装試験法便覧3-4-15	50%以下	工事開始前、材料変更時		○				31 排水性 舗装工・ 透水性 舗装工				その他	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧(2)-65	50%以下	工事開始前、材料変更時		○	
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧3-4-17	水浸膨張比：1.5%以下	工事開始前、材料変更時		○																
						粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下				工事開始前、材料変更時		○	31 排水性 舗装工・ 透水性 舗装工	その他	その他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料変更時		○	
						引火点試験	JIS K 2265	260℃以上				工事開始前、材料変更時		○										
						タフネス・テナンティ試験	舗装試験法便覧3-5-17	タフネス：20N・m				工事開始前、材料変更時		○										

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新										
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	
33	ガス切断工	必須	表面粗さ	目視	主要部材：50μmRy以下 二次部材：100μmRy以下		表面あらさは、JIS B 0601に規定する表面の粗度を表し、50μmRyとは表面あらさ50/1000mの凸凹を示す。	33	ガス切断工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ：50μm以下 二次部材の最大表面粗さ：100μm以下 (ただし、切削による場合は50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大粗さRzとする。		
34	溶接工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会溶接指示方書・同解説」Ⅱ鋼編編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	34	溶接工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会溶接指示方書・同解説」Ⅱ鋼編編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		
			歪曲げ試験（19mm未満曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合に許容する。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認定）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3以上の資格とする。									
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。	試験片の形状：JIS Z 2202 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会溶接指示方書・同解説」Ⅱ鋼編編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会溶接指示方書・同解説」Ⅱ鋼編編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3										
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	試験片の個数：1										
			非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2級以上 圧縮側：3級以上	試験片の個数：試験片継手全長	試験片の個数：試験片継手全長										
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会溶接指示方書・同解説」Ⅱ鋼編編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	試験片の形状：「日本道路協会溶接指示方書・同解説」Ⅱ鋼編編18.4.4溶接 図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会溶接指示方書・同解説」Ⅱ鋼編編18.4.4溶接施工法図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。									
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路指示方書・同解説による	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。									
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3										
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104	引張側：2級以上 圧縮側：3級以上	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。	試験片の形状：JIS Z 3104/JIS Z 3060	試験で検出されきず法は、設計上許容される手法以下でなければならない。ただし、手法による表面に開いた割れ等の前さずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を補った場合には合格としてよい。・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z3104附属書4（透過写真によるきずの後の分層方法）に示す2級以上とする。・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z3104附属書4（透過写真によるきずの後の分層方法）に示す3級以上とする。			放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z3060による。	・「日本道路協会溶接指示方書・同解説」Ⅱ鋼編編 表-解18.4.5に各継手の強度等を満たすための前さず法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず法法の許容値は、「鋼道橋の疲労設計指針H4.31」が参考にできる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。					
												外観検査（割れ）	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認定）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
							外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	工部材の突合せ継手及び断面を構成する1継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき1個または継手長さ3mにつき3個を許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計測する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視・目視により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。							

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認		
34 溶接工			外観検査（ビード表面の不整）	・目視 ・ノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。				34 溶接工			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				
			外観検査（アンダーカット）		アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。							外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋検方書・同解説」日編編表-解18.4.6外部さす検査の規定による。					「日本道路協会道路橋検方書・同解説」日編編表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道橋橋の取巻設計指針田4.3」が参考になる。
			外観検査（すみ肉溶接サイズ）		すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を半回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。							外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）		すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を半回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。					
			外観検査（余盛高さ）		道路橋検方書・同解説による							外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。設計図書に特に仕上げる指定のない場合は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を徹底的に仕上げるものとする。ビード幅(B[mm])、余盛高さ(h[mm]) $B \leq 15$: $h \leq 3$ $15 < B \leq 25$: $h \leq 4$ $25 < B$: $h \leq 4/25 \cdot B$					検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。
外観検査（アークスタッド）	・余盛り形状の不整：余盛りは全周に均等に包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・クラック及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：すまない切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。	外観形状検査（アークスタッド）	・余盛り形状の不整：余盛りは全周に均等に包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・クラック及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。																
35 工場製作工 （鋼橋用鋼材）	材料 必須	外観検査 （主部材・代表部）	現物照合	現物立会による目視及び引線マーク照合を行い、一致すること。その他すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。					35 工場製作工 （鋼橋用鋼材）	材料 必須	外観・規格 （主部材）	現物照合、帳票確認	現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。						
			外観検査 （付属部材）	帳票確認								すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。	外観検査 （付属部材）					目視及び計測	JISによる。
			機械試験									JISによる。	機械試験 （JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）					JISによる。	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新										
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認
39 管 布 設 工 （ 開 削）	必 須	外 観 ・ 形 状	目視による	目視による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びヒコット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	39 管 布 設 工 （ 開 削）	必 須	管 き よ 材 料 （ 下 水 道 用 レ ジ ン コ ン タ ク リ ト 管）	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びヒコット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法									JISWASK-11による					
		寸法	JISWASK-11による														
												外 観 ・ 形 状	目視による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、扁平試験、水圧試験、扁平負圧試験、環境応力き裂試験、熱間内圧クリープ試験、ヒーリング試験、熱安定性試験、融着部相溶性試験、耐水性試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
											寸 法	JISWASK-14による					
											引 張 試 験	検査項目	判定基準				
											有 害 な 傷	管の傷み、水密性及び耐久性に影響を及ぼす傷が認められないこと。					
											偏 平 試 験	清 ら か さ	明らかな凹凸がないこと。				
											水 圧 試 験	割 れ	割れがないこと。				
											偏 平 負 圧 試 験	ね じ れ	著しいねじれがないこと。				
											耐 薬 品 性 試 験	管の断面形状	管の断面は、実測的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。				
											環 境 応 力 き 裂 試 験	実 用 上 の 真 っ す く	実用上、真っすくであること。				
											熱 間 内 圧 ク リー プ 試 験						
											ヒ ー リ ン グ 試 験						
											熱 安 定 性 試 験						
											融 着 部 相 溶 性 試 験						
											耐 水 性 試 験						
											外 観 ・ 形 状 及 び 寸 法	目視による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状及び寸法検査は、全数について行う。 (2) 外圧試験、水密性試験、耐水性試験、吸水性試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
											外 圧 試 験	JISWASK-11による					
											水 密 性 試 験	検査項目					判定基準
											耐 水 性 試 験	管軸方向のひび割れ					管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）におたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、管表面上に発生するひび割れを指す。また、ひび割れを指す。また、ひび割れを指す。また、ひび割れを指す。また、ひび割れを指す。
											吸 水 性 試 験	管周方向のひび割れ					管周方向で、管長の1/10以上にわたるひび割れがないこと。
												管 端 面 の 欠 損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に属する部分についての欠損はないこと。				

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行										新																
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認									
39 管 布 設 工 （ 開 削 ）	必 須	外 観	目視による	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法及びコンクリートの圧縮強度試験、曲げ強度試験、接合部の水密性試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	39 管 布 設 工 （ 開 削 ）	必 須	外 観	目視による	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法及びコンクリートの圧縮強度試験、曲げ強度試験、接合部の水密性試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○									
			形状・寸法									JSWAS A-12、 JSWAS A-13による						検査項目	判定基準	検査項目	判定基準					
			外圧強さ									ひび割れ										強度や耐久性の悪影響を及ぼす傷やひび割れがないこと。				
			水密性																				滑らかさ	粗骨材が突出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が程度に凹凸になっていないこと。 内面が平滑であり、水の流れに対して支用上支障のない滑らかさであること。		
			コンクリートの圧縮強度																						端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。
管 き よ 材 料 （ 下 水 道 用 ダ ク タ イ ル 鋼 鉄 管 ）	必 須	原 管	目視による	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法及び引張試験、硬さ試験、水圧試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	管 き よ 材 料 （ 下 水 道 用 ダ ク タ イ ル 鋼 鉄 管 ）	必 須	原 管	目視による	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法及び引張試験、硬さ試験、水圧試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○									
			形状・寸法									JSWASG-11による						検査項目	判定基準	検査項目	判定基準					
			成分・機械的経費									クラック										クラックがないこと。				
			非破壊又は非																				原 管	湯境	湯境がないこと。	
																								跡染	手触しの範囲を超えるものは不可とする。	
			塗装																				完 成 管	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。	
																									管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。	
																									表面は実用的に滑らかであること。	
																								塗装	異物の混入入りむらなどがなく、均一な塗膜であること。	
40 管 推 進 工	必 須	原 管	目視による	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 原管、内装、外装における形状・寸法は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	40 管 推 進 工	必 須	原 管	目視による	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 原管、内装、外装における形状・寸法は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○									
			形状・寸法									JSWAS G-2による						検査項目	判定基準	検査項目	判定基準					
成分・機械的経費	クラック	クラックがないこと。																								
非破壊又は非			原 管	湯境	湯境がないこと。																					
	跡染	手触しの範囲を超えるものは不可とする。																								
塗装	完 成 管	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。																							
			管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。																							
		表面は実用的に滑らかであること。																								
		塗装	異物の混入入りむらなどがなく、均一な塗膜であること。																							

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行							新									
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
								42	更生管	必須	扁平強さまたは外圧強さ	・φ600mm以下の既設管 JSWAS K-1による扁平試験 ・φ700mm以上の既設管 JSWAS K-2による外圧試験（2種に対応）	新管と同等以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
											曲げ強度（長期）	・ガラス繊維あり JIS K 7039による曲げ強度試験	構造（管厚み）計算で用いる設計値（申告値）以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
											曲げ弾性係数（長期）	・ガラス繊維あり JIS K 7039による曲げ弾性試験 ・ガラス繊維なし JIS K 7118による曲げ弾性試験		熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
											曲げ強度（短期）	JIS K 7171による	1) 曲げ強度値が設計曲げ強度（申告値：短期値）を上回ること。 2) 曲げ弾性係数の試験結果が、曲げ弾性係数（申告値：短期値）を上回ること。	原則、施工スパン毎とする。熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
											曲げ弾性係数（短期）	JIS K 7171による			本表は、最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。	○
											耐摩耗性	JIS K 7204又は JIS A 1452による	下水道用硬質塩化ビニル管（新管）と同等以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
											耐ストレーンコロージョン性	・ガラス繊維ありのみが対象 JIS K 7034による	JSWAS K-2に基いて求められる値を下回らないこと			
											水密性	JSWAS K-2に準拠した試験（内外水圧に対する水密性）	0.1MPaの水圧で漏水がない			
											耐劣化性	・ガラス繊維なしのみが対象 JIS K 7118を準拠した1,000時間水中曲げクリープ試験を行う	50年後の曲げ強度の推許値の最小値が設計値（≒申告値×安全率）を上回ること			
											耐震性能	JIS K 7161による引張強度等試験 JIS K 7181による圧縮強度等試験	引張強度（短期）、引張弾性係数（短期）、圧縮強度（短期）、圧縮弾性係数（短期）が申告値を上回ること。	工法毎とする。熱可塑性樹脂材については、引張強度、圧縮強度を認定工場制度の工場検査証明書類による確認とすることができる。		
											外観	目視あるいは目視式テレビカメラによる	落下能力、耐久性を低下させる有害な欠陥（シワなど）がないこと	施工スパン毎とする。		
									更生管	必須	複合管断面の破壊強度・外圧強さ	既設管の劣化状態等を反映し、簡易試験設計法により確認、又は鉄筋コンクリート管（新管）を管継状態まで破砕後再生し、JSWAS A-11により破壊荷重試験	設計条件に基づいた耐荷力以上 新管と同等以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
											圧縮強度	JISCE G 521による	圧縮強度値が設計基準強度を上回ること。	小口径（既設管径800mm未満）の場合、施工延長100m毎に1回とする。		
											耐薬品性能	JSWAS K-1又は JSWAS K-14による	・表面部材が塩化系の場合はJSWAS K-1の試験方法で、質量変化度±0.2mg/cm ² 以内 ・表面部材がポリエチレン系では、JSWAS K-14の試験方法で、質量変化度±0.2mg/cm ² 以内	製管工法では、工法毎に1回とする。認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
											耐摩耗性	JIS K 7204又は JIS A 1452による	下水道用硬質塩化ビニル管（新管）と同程度	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
											水密性	JSWAS K-2に準拠した試験（内外水圧に対する水密性）	0.1MPaの水圧で漏水がない	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。 認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。	本表は、最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。	○
											一体性	JIS A 1171に準拠した一体破壊試験	既設管と充てん材が界面はく離しないこと	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
											耐震性能	「下水道施設の耐震対策指針と解説」に耐震計算により継手部の照査が困難な場合は、耐震実験による表面部材等の継手部の照査を行う	継手部の照査と抜け出し量が許容値内であること 照査と抜け出し量が許容範囲内であること	工法毎とする。 公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
											外観	目視あるいは目視式テレビカメラによる	更生管の変形、更生管路上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認する。	施工スパン毎とする。		

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行								新														
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	○：試験成績表等による確認						
43 マン ホール 設置 工	管 き よ 材 料 （ 組 立 マ ン ホ ール 制 造 工	必 須	外 観	目視による	(外観検査) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、コンクリートの圧縮強度試験、軸方向耐圧試験、接合部の水密試験、側方曲げ強さ試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	43 マン ホール 設置 工	管 き よ 材 料 （ 組 立 マ ン ホ ール 制 造 工	必 須	外 観	目視による	(外観検査) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、コンクリートの圧縮強度試験、軸方向耐圧試験、接合部の水密試験、側方曲げ強さ試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○					
			形状・寸法	日本下水道協会 下水道用資器材Ⅲ類 の規定による JIS A 5372								検査項目	判定基準					形状・寸法	JISWAS A-11 による	検査項目	判定基準	
			耐荷力	有害な傷								側境は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。	有害な傷					側境は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。	耐荷力	側境には、粗骨材が突き出している、抜け出した跡がなく、仕上げ面が粗度に凹凸になっていないこと。	耐荷力	側境には、粗骨材が突き出している、抜け出した跡がなく、仕上げ面が粗度に凹凸になっていないこと。
			水密性	側面の欠損								側境の側面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。	側面の欠損					側境の側面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。	水密性	側面の形状	側境の側面は平滑であり、側境の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。	
			コンクリート圧縮強さ	側面の形状								側境の側面は平滑であり、側境の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。	側面の形状					側境の側面は平滑であり、側境の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。	コンクリート圧縮強さ	側面の形状	側境の側面は平滑であり、側境の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。	

写真管理基準 新旧対照表

写真管理基準（案）新旧対照表

現行	新
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">写真管理基準（案）</p> <p>（適用範囲） 1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。</p> <p>（工事写真の分類） 2. 工事写真は次のように分類する。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p>工事写真 ————— 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）</p> <p>————— 施工状況写真</p> <p>————— 安全管理写真</p> <p>————— 使用材料写真</p> <p>————— 品質管理写真</p> <p>————— 出来形管理写真</p> <p>————— 災害写真</p> <p>————— 事故写真</p> <p>————— その他（公害、環境、補償等）</p> </div> <p>（工事写真の撮影基準） 3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。</p> <p>(1) 撮影頻度 工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。</p> <p>(2) 撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <p>① 工事名 ② 工種等 ③ 測点（位置） ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図</p> <p>なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p>	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">写真管理基準（案）</p> <p>（適用範囲） 1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。</p> <p>（工事写真の分類） 2. 工事写真は次のように分類する。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p>工事写真 ————— 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）</p> <p>————— 施工状況写真</p> <p>————— 安全管理写真</p> <p>————— 使用材料写真</p> <p>————— 品質管理写真</p> <p>————— 出来形管理写真</p> <p>————— 災害写真</p> <p>————— 事故写真</p> <p>————— その他（公害、環境、補償等）</p> </div> <p>（工事写真の撮影基準） 3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。</p> <p>(1) 撮影頻度 工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。</p> <p>(2) 撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <p>① 工事名 ② 工種等 ③ 測点（位置） ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図</p> <p>なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p>

写真管理基準（案）新旧対照表

現行	新
<p>(写真の省略) 4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(写真の色彩) 5. 写真はカラーとする。</p> <p>(写真の大きさ) 6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。 (1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。 (2) 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>(工事写真帳の大きさ) 7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。</p> <p>(工事写真の提出部数及び形式) 8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。 (1) 工事写真として、紙媒体では工事完成時に1部提出する（電子媒体では、2部）。 (2) 監督職員の指示があった場合は、その指示による。</p> <p>(工事写真の整理方法) 9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。 (1) 工事写真の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の撮影頻度に示すものを標準とする。</p> <p>(電子媒体に記録する工事写真) 10. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準（案）」によるものとする。</p>	<p>(写真の省略) 4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(写真の色彩) 5. 写真はカラーとする。</p> <p>(写真の大きさ) 6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。 (1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。 (2) 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>(工事写真帳の大きさ) 7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。</p> <p>(工事写真の提出部数及び形式) 8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。 (1) 工事写真として、紙媒体では工事完成時に1部提出する（電子媒体では、2部）。 (2) 監督職員の指示があった場合は、その指示による。</p> <p>(工事写真の整理方法) 9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。 (1) 工事写真の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の撮影頻度に示すものを標準とする。</p> <p>(電子媒体に記録する工事写真) 10. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準（案）」によるものとする。</p> <p>(写真の編集等) 11. 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化基準』（山口県土木建築部平成29年5月）に基づく黒板の電子的記入は、これに当たらない。</p>

写真管理基準（案）新旧対照表

現行	新
<p>（留意事項等）</p> <p>11. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。</p> <p>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員の承諾を得て取り扱いを定めるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>12. 用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、監督職員が指示した箇所を提出することをいう。</p>	<p>（留意事項等）</p> <p>12. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。</p> <p>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員の承諾を得て取り扱いを定めるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>13. 用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、施工が仕様書や施工計画書どおり行われていることが写真で確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p>

品質管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行					新				
区分	工種	写真管理項目		摘要	区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
施工状況写真	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	工事打合簿に添付	施工状況写真	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕 ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕	工事打合簿に添付 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納） ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、代表箇所各1枚

品質管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行				新					
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目		概要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	コンクリートの圧縮強度試験			1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	コンクリートの圧縮強度試験		圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度 アスファルト量抽出粒度分析試験 温度測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕		8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度 アスファルト量抽出粒度分析試験 温度測定 水浸ホイールラッキング試験 ホイールラッキング試験 ラベリング試験	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	
10					10	グースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1回〔試験実施中〕		11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1回〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	現場密度の測定	材質毎に1回〔試験実施中〕		12	表層安定処理工 (表層混合処理)	現場密度の測定	材質毎に1回〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕		15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
17	現場吹付法枠工	スランプ試験 空気量測定	品質に変化がみられた場合 〔試験実施中〕		17	現場吹付法枠工	スランプ試験 空気量測定	品質に変化がみられた場合 〔試験実施中〕	モルタルを除く
18	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕		18	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕		19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
20	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕		20	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	

品質管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行				新					
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目		概要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
22	コンクリートダム (施工)	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		22	コンクリートダム (施工)	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験 に使用したコン クリート供 試体が、当該 現場の供試体 であることが 確認できるも の
23	覆工コンクリート (NATM)	コンクリートの圧縮強度試験			23	覆工コンクリート (NATM)	コンクリートの圧縮強度試験		圧縮強度試験 に使用したコン クリート供 試体が、当該 現場の供試体 であることが 確認できるも の
24	吹付けコンクリート (NATM)	コンクリートの圧縮強度試験			24	吹付けコンクリート (NATM)	コンクリートの圧縮強度試験		圧縮強度試験 に使用したコン クリート供 試体が、当該 現場の供試体 であることが 確認できるも の
28	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		28	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験					アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定					温度測定		
							水浸ホールラッキング試験		
							ホールラッキング試験		
							ラベリング試験		
	カンパ試験								
29	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		29	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		再生アスファルト量					再生アスファルト量		
							水浸ホールラッキング試験		
							ホールラッキング試験		
							ラベリング試験		
					40	管布設工（開削） 管きよ材料 （下水道用ポリエチレン管）	外観・形状検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
					50	管きよ更生工 更生材料 （反転・形成工法）	更生材の曲げ試験（短期） 更生材の耐薬品性能試験	試験毎に1回	最新版の「管 きよ更生工法に おける設計・施 工管理ガイドラ イン（案）」に 準拠して実施す る。
					51	管きよ更生工 更生材料 （製管工法）	更生材の圧縮強度試験 更生材の耐薬品性能試験	試験毎に1回	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行							新										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2		掘削工	法長	40m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕		1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2		掘削工	法長 ※右のいずれかで 撮影する。	40m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映 えの撮 影 ・TS等 の設 置状 況と 出来 形計 測対 象 点 上 の プ リ ズ ム の 設 置 状 況 （ プ リ ズ ム が 必 要 な 場 合 の み） が わ か る よ う に 撮 影
															<p>「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。</p>		

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行							新										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	100m1回 [巻出し時]		1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	100m1回 [巻出し時]	<p>「TS・GNS Sを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要</p>
						法長幅	40m又は1施工箇所1回 [施工後]								法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所1回 [施工後]	
															<p>「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNS Sを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」による場合は1工事に1回【施工後】</p>	<p>・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</p>	
																	<p>「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。</p>

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行							新										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2		掘削工	法長	40m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕		1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2		掘削工	法長 ※右のいずれか で撮影する。	40m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	・出来映 えの撮影 ・TS等の 設置状況 と出来形 計測対象 点上のプ リズムの 設置状況 (プリズ ムが必要 な場合の み)がわ かるよう に撮影
			3 4			路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	100mに1回 〔巻出し時〕							3 4	路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚
																「TS・GNSSを用いた 盛土の締固め管理要領」に おける「締固め層厚分布 図」を提出する場合は写真 不要	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行						新											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
1 共通項	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	法長 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		1 共通項	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	法長 幅 ※右のいずれかで 撮影する。	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
															「TSを用いた出来形管理 要領（土工編）」、「TS （ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工 編）」、「RTK-GNS Sを用いた出来形管理要領 （土工編）」、「レーザ ースキャナーを用いた出来 形管理要領（土工編）」、 「無人航空機搭載型レー ザー スキャナーを用いた出 来形管理要領（土工編）に よる場合は1工事に1回 【施工後】	・出来映 えの撮 影・TS等 の設置状 況と出来 形計測対 象点上の プリズム の設置状 況（プリ ズムが必 要な場合 のみ）が わかるよ うに撮影	
															「空中写真測量（無人航空 機）を用いた出来形管理要 領（土工編）」に基づき写 真測量に用いた全ての画像 を納品する場合には、写真 管理に代えることが出来 る。		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8		縁石工（縁石・アスカーフ）	施工状況	1種別毎に1回 〔施工中〕		3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8		縁石工（縁石・アスカーフ）	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12		区画線工	施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕		3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行								新									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	偏心量 数量	全数量 [施工後]		3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	偏心量 数量、 基礎径	全数量 [施工後]	
					3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	5						1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	幅	各層毎20mに1回 [修正後]
			5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	幅	各層毎40mに1回 [修正後]					7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	幅	各層毎40mに1回 [修正後] ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行							新										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	5	3	アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
			5	4	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕					7	4	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
			5	5	アスファルト舗装工（基層工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕					7	5	アスファルト舗装工（基層工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行								新									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	6	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
				2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕						2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
				3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・濫青）安定処理工）	幅	各層毎20mに1回 〔修正後〕						3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・濫青）安定処理工）	幅	各層毎20mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
				4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕						4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行							新										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3	2	6	6	6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		3	2	6	12	6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
				7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕						7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
				8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・濫青）安定処理工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕						8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・濫青）安定処理工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
				9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕						9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行						新											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工							3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	11	コンクリート舗装工（連続鉄筋コンクリート舗装工）	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
								鉄筋寸法、位置				40mに1回 〔据付後〕					
								横膨張目地部ダウエルバー寸法、位置				1 施工箇所 に1回 〔据付後〕					
							縦そり突合せ目地部・縦そりダミー目地部タイバー寸法、位置	40mに1回 〔据付後〕									
							平坦性	1 工事に1回 〔実施中〕									
							厚さ	各層毎100mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕									
							目地段差	1工事に1回									
			7	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕					13		薄層カラー舗装工（下層路盤工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
			7	2	薄層カラー舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕					13		薄層カラー舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行							新												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]			
3	2	6	7	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
				7	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	幅						各層毎40mに1回 〔修正後〕	13	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）		幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕
				7	5	薄層カラー舗装工（基層工）	幅						各層毎40mに1回 〔修正後〕	13	5	薄層カラー舗装工（基層工）		幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕
				8	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	幅						各層毎40mに1回 〔修正後〕	13	1	ブロック舗装工（下層路盤工）		幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕
				8	2	ブロック舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	幅						各層毎40mに1回 〔修正後〕	14	2	ブロック舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工		幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行						新											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3	2	6	8	3	ブロック舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	各層毎1000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写 真不要		3	2	6	14	3	ブロック舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写 真不要	
					幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕	幅							各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出 来形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層毎 1工事に1回〔修正後〕			
			8	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕					14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「T Sを用いた出 来形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層毎 1工事に1回〔修正後〕	
3	2	7	8	7	バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル 工）	打込長さ 施工状況	100m2又は1施工箇所 に1回 〔打込み前後〕		3	2	7	8	7	バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル 工）	打込長さ 出来ばえ	100m2又は1施工箇所 に1回 〔打込み前後〕	
					9	固結工 （粉体噴射攪拌工） （高圧噴射攪拌工） （スラリー攪拌工） （生石灰パイル工）	位置、間隔 杭径 深度							1施工箇所 に1回 〔打込後〕	9	固結工 （粉体噴射攪拌工） （高圧噴射攪拌工） （スラリー攪拌工） （生石灰パイル工）	
3	2	10	5	5	土留・仮締切工（中詰盛土）	変位 根入長	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		3	2	10	5	5	土留・仮締切工（中詰盛土）	出来ばえ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行							新										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	2 河川 関係	1		巨石張り、巨石積み	胴込裏込厚	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕		3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	2 河川 関係	1		多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
					かごマット	高さ 法長	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕							多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
					じゃかご	法長 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕							羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
					ふとんかご、かご枠	高さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕							羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
		3 海岸 関係	1		浚渫船運転工 (ポンプ船) (グラブ船)	運転状況	1施工箇所 に1回 〔施工後〕			3 海岸 関係	1			浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係							3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	13	3	伸縮装置工 (埋設ジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行							新										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	27	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	27	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
				27	2	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕						27	2	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	幅
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	27	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	27	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
				27	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕						27	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	幅

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行							新											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3	土木工事共通編	3	4	28	1	排水性舗装工（下層路盤工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		3	土木工事共通編	4	28	1	排水性舗装工（下層路盤工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						排水性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕							排水性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						排水性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕							排水性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕							排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行							新										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3	3	4	29	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		3	3	4	29	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3	3	4	30	1	透水性舗装工 路盤工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		3	3	4	30	1	透水性舗装工 路盤工	幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
				31	路面切削工	幅 厚さ	1施工箇所1回 〔施工後〕						31	路面切削工	幅 厚さ（基準高）	1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
6	1	8	8		杭出し水制工	径 杭長	径 杭長		6	1	10	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所1回 〔打込前〕	
						幅 方向	幅 方向								幅 方向	1施工箇所1回 〔打込後〕	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行								新									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	5		コアの盛立	外側葦界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
			6		フィルターの盛立	外側葦界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕					6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
			7		ロックの盛立	外側葦界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕					7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
道路編	1 道路改良		6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工前・後〕		道路編	1 道路改良		6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
			7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所 に1回 〔施工前・後〕					7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
10 道路編	2 舗装	8 標識工	4	1	大型標識工（標識基礎工）	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所 に1回 〔施工前・後〕		10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工（標識基礎工）	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所 に1回 〔施工後〕	
	15 道路維持	4 舗装工	11		グルーピング工	施工状況	施工日に1回 （施工前後）			14 道路維持	4 舗装工	11		グルーピング工	出来ばえ	施工日に1回 （施工前後）	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行							新											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]		
11 下水道編	1 管路	3 管きよ工（開削）	3 管路土工						11 下水道編	1 管路	3 管きよ工（開削）	3 管路土工		圧送管	布設状況	施工延長20mにつき1回 【施工中】		
															中心線の変位（水平）	施工延長20mにつき1回 【布設後】		
															反転・形成工法	前処理工	1 施工箇所につき1回 【施工中】	最新版の「管きよ更生工法」における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。
																挿入状況（引込作業状況、圧力管理状況）	管径毎に1回 【施工中】	
																硬化状況（圧力管理状況、温度管理状況）	管径毎に1回 【施工中】	
																管口硬化収縮状況（内径測定状況）	1 スパン毎に上下流各1回 【施工中】	
																本管管口切断状況	適宜 【施工中】	
																取付管管口せん孔状況	管径毎に1回 【施工中】	
			更生管口仕上がり状況（施工前、施工後）	1 スパン毎に上下流各1回 【施工後】														
			更生管仕上がり厚さ（ノギスで測定）	1 スパン毎に上下流各1回 【施工後】														

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行						新												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]		
														反転・形成工法	更生管仕上がり内径	1 スパン毎に上下流各1回 [施工後：硬直後、硬化後24時間以降]		
															取付管口仕上がり状況	1 スパン毎、かつ5箇所に付き1箇所 [施工後]		
														製管工法	前処理工	1 施工箇所に1回 [施工中]	最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。	
														製管作業状況	管径毎に1回 [施工中]			
														充てん剤注入作業状況	管径毎に1回 [施工中]			
														本管管口切断状況	適宜 [施工中]			
														管口状況（仕上がり内径測定状況）	1 スパン毎に上下流各1回 [施工中]			
														取付管管口せん孔状況	管径毎に1回 [施工中]			
														更生管口仕上がり状況（施工前、施工後）	1 スパン毎に上下流各1回 [施工後]			
														更生管仕上がり内径寸法測定	1 スパン毎に上下流各1回 [施工後]			
														取付管口仕上がり状況	1 スパン毎、かつ5箇所に付き1箇所 [施工後]			

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行							新										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
11 下水道編	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工		標準マンホール工	据付状況	1 施工箇所につき 1 回 [施工中]		11 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		現場打ちマンホール工	据付状況	1 施工箇所につき 1 回 [施工中]	
						幅 (内法)	1 施工箇所につき 1 回 [施工後]								幅 (内法)	1 施工箇所につき 1 回 [施工後]	
						壁厚									壁厚		
	7 本体仮設工	3 地中連続壁工		コンクリート壁	施工状況	施工延長20mにつき 1 回 [施工中]		7 本体仮設工	3,4 地中連続壁工		壁式	施工状況	施工延長20mにつき 1 回 [施工中]				
					地中壁の長さ	施工延長20mにつき 1 回 [施工後]							地中壁の長さ		施工延長20mにつき 1 回 [施工後]		
					垂直変位								垂直変位				
		3 ソイル壁		ソイル壁	施工状況	施工延長20mにつき 1 回 [施工中]		7 本体仮設工	3,4 地中連続壁工		柱列式	施工状況	施工延長20mにつき 1 回 [施工中]				
					地中壁の長さ	施工延長20mにつき 1 回 [施工後]							地中壁の長さ		施工延長20mにつき 1 回 [施工後]		
					垂直変位								垂直変位				
	8 本体築造工	5 既製杭工				1 施工箇所につき 1 回 [打込前]		8 本体築造工	5 既製杭工		既製杭	根入長	1 施工箇所につき 1 回 [打込前]				

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行					新												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
その他					路肩、路側路盤工	厚さ	40mに1回又は1施工箇所 1回〔施工後〕							路肩、路側路盤工	厚さ	40mに1回又は1施工箇所 1回〔施工後〕	
					道路除草	出来ばえ	500mに1回（1回刈毎） 〔施工前後〕							道路除草	出来ばえ	500mに1回（1回刈毎） 〔施工前後〕	
					路肩整正	出来ばえ	500mに1回							路肩整正	出来ばえ	500mに1回	
					新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回（施工前必 要に応じて）〔施工前後〕							新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回（施工前必 要に応じて）〔施工前後〕	
					新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕							新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	
					新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後1〕							新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後1〕	
					視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕							視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	
					清掃（路面、標識、側溝、集水 柵）	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕							清掃（路面、標識、側溝、集水 柵）	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
					区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕							区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
					街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕							街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	
					街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕							街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	
					街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベ ルト100m1回〔施工前後〕							街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベ ルト100m1回〔施工前後〕	
					街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベ ルト100m1回〔施工中〕							街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベ ルト100m1回〔施工中〕	
					街路樹雪国	出来ばえ	適宜 〔施工後〕							街路樹雪国	出来ばえ	適宜 〔施工後〕	
					排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 施工中							排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 施工中	
					凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 施工中							凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 施工中	
					河川除草	出来ばえ	100mに1回（1回刈毎） 〔施工前後〕							河川除草	出来ばえ	100mに1回（1回刈毎） 〔施工前後〕	
					応急処置	処理の状況	その都度〔施工前後〕							応急処置	処理の状況	その都度〔施工前後〕	